

町営住宅及び県営住宅家賃(令和4年度)

町営住宅及び県営住宅

公営住宅法に定められた算定方法により、入居者の世帯収入月額をもとに家賃を決定する。算定にあたっては、扶養等世帯員の状況が考慮される。

収入分位	入居者の月収	
	下限値	上限値
1	0	104,000
2	104,001	123,000
3	123,001	139,000
4	139,001	158,000
5	158,001	186,000
6	186,001	214,000

※入居申請時における月収の上限額は、通常の場合158,000円まで。裁量階層に該当する世帯構成の場合、上限額が214,000円となる。

家賃一覧・令和4年度

(単位:円)

分位	きりしま1	きりしま2	こぶし 平屋	こぶし 2階建	多里 平屋	多里 2階建	多里第2 平屋	多里第2 2階建	伯南第1 平屋	伯南第1 2階建	伯南第2
1	17,000	17,900	18,300	21,300	16,700	19,300	17,200	20,000	13,300	17,400	18,300
2	19,600	20,600	21,200	24,500	19,200	22,300	19,900	23,100	15,300	20,000	21,100
3	22,400	23,600	24,200	28,100	22,000	25,500	22,700	26,400	17,500	22,900	24,100
4	22,400	24,300	27,300	31,700	24,800	28,800	25,700	29,700	19,800	25,900	27,200
5	22,400	24,300	31,200	36,200	28,400	32,900	29,300	34,000	22,600	29,600	31,100
6	22,400	24,300	36,000	41,800	32,800	38,000	33,800	39,200	26,100	34,100	35,900

※入居時に、敷金(家賃の3か月分)納付が必要となる。

※鳥取県営住宅(伯南第1、伯南第2)は、家賃の減免制度がある。